

議案第66号

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する
条例の一部を改正する条例

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成
27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（保育料）

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第
30条第2項各号に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況そ
の他の事情を勘案して市が定める額（以下「保育料」という。）は、次の各号に掲げ
る教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護
者 零

ア 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」とい
う。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子ども

イ 令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子ども

(2) 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者 同項（令第5条第2項、第9条、第11条第2項及び第12条第2項において準用する場合を含む。）並びに令第13条第1項及び第14条に定める額を限度として規則で定める額

第4条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者又は扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）」を「教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者」に、「前条第1項」を「前条第2号」に改める。

第6条第1項中「支給認定子ども」を「保育認定子ども」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者」に改める。

附則第2項中「法」を「令附則第6条第1項により読み替えられた法」に、「保育認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

附則第4項中「の政令で定める額を限度として当該支給認定保護者」を「に規定する教育・保育給付認定保護者」に、「当該各号の政令で定める額を限度として規則で定める額」を「零」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（新居浜市立幼稚園保育料徴収条例の廃止）

2 新居浜市立幼稚園保育料徴収条例（平成27年条例第10号）は、廃止する。

（新居浜市立幼稚園保育料徴収条例の廃止に伴う経過措置）

3 前項の規定による廃止前の新居浜市立幼稚園保育料徴収条例の規定により徴収する保育料については、なお従前の例による。

（新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 改正後の新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる教育・保育に係る保育料等について適用し、同日前に行われた教育・保育に係る保育料等については、なお従前の例による。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正等に伴い、教育・保育給付認定子どもに係る保育料等の改定を行うとともに、所要の条文整備を行うため、本案を提出する。